

第3節 警察の対応

1 各警察組織の対応

(1) 震災以前の制度・組織

戦前の警察は内務省の一部局として組織され、内務省警保局が各府県の警察を統轄した。府県知事の下には警察部長を擁する警察部が置かれ、以下、警察署・警察分署—巡査派出所・巡査駐在所などを置いて管下の警察行政を管掌した。また、東京府には警視庁が置かれ、警視總監を長官として各部局を置いて府下の治安を担当していた。当時の警察は狭義の秩序維持にとどまらず、衛生、消防など「行政警察」と称される幅広い事務を管掌し、様々な側面から被災地での救護活動に関与した。なお、犯罪捜査を主な内容とする「司法警察」は、原則として各裁判所検事局が指揮権を有していた。

災害や騒擾などの非常急変に際して、警察のみでは対応が困難な場合、各府県知事（東京では警視總監）は陸軍師団長及び衛戍司令官に出兵を請求できた。さらに、戦争事変の際には戒厳令が施行された。日比谷焼打事件（1905（明治38）年）では東京で戒厳令が施行され、米騒動（1918（大正7）年）の際には地方長官の請求に基づいて全国各地で軍隊が出動している。

東京は関東大震災以前に、吉原大火（1911（明治44）年）、神田大火（1913（大正2）年）、新宿大火・浅草大火（1921（大正10）年）、明治43年水害（1910（明治43）年）、大正3年水害（1914（大正3）年）、大正6年水害（1917（大正6）年）などの大規模火災・災害を経験しており、警察はその都度消防・治安・救護活動を担った。大正6年水害の際には、警視庁令（警視庁が制定する行政命令）による暴利取締が実施されている。

関東大震災が発生した1923（大正12）年当時、東京には警視庁本庁に加え、市部に警察署40、巡査派出所429、巡査駐在所2、郡部に警察署・警察分署23、巡査派出所129、巡査部長派出所17、巡査駐在所282が置かれていた。震災当時の警察官総数は、警視48人、警部65人、警部補以下9,477人（本庁と島嶼を除く）であり、定員（市部は人口300～800人、郡部は人口600～2,000人に1人）に基づいて市部に約7,000人、郡部に約2,000人の巡査が配置された。

当時の警視庁は、騒擾対策として警戒部隊の編成・運用を想定していた。すなわち、警務部長の指揮の下、警務課長を参謀、監察官を大隊長、各署長を中隊長として数個の警戒部隊を編成し、また官房主事の高等警察隊、刑事部長の特別私服隊を組織して計4,000人を動員する計画であった（警視庁, 1925）。

さらに、東京府の消防機関として警視庁消防部が置かれた。警視庁の消防体制については『1923関東大震災報告書第1編』（中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会, 2006）の第5章第1節2を、また、震災時の府下消防組織の活動については本報告書の第1章第1節2をそれぞれ参照されたい。

神奈川県では、警察部以下、警察署20、警察分署7が配置され、1921（大正10）年末には巡查派出所84、巡查駐在所275のほか、警部補派出所、警部補出張所、巡查部長派出所が若干数置かれた（1923（大正12）年末には巡查派出所123、巡查駐在所272）。横浜市では、2消防署が市内の消防を管轄した。職員総数は1921（大正10）年末の1,957人から、1923年末までに2,479人に増員された（神奈川県, 1921, 1923）。震災当時の巡查定員は1,665人だった（西坂勝人, 1926）。

埼玉県では、警察部以下、警察署12、警察分署15が配置され、1923年の警察職員は937人（部長・高等官4、警部・警部補67、巡查866）だった（埼玉県, 1923）。県内に特設消防署はなく、各署の監督下に消防組が組織された。

千葉県では、1922（大正11）年末時点で警察署14、警察分署15、巡查駐在所374を置き、職員は866人であった（千葉県知事官房, 1922）。埼玉県と同じく、各警察署・警察分署の下に消防組が組織された。

(2) 内務省警保局

関東大震災発生時、内務省警保局長は後藤文夫であった。震災は加藤友三郎内閣から第二次山本権兵衛内閣への移行期と重なり、警保局長は政権と運命をともにするのが慣例であったことから、後藤もいったんは辞表を提出した（後藤文夫, 「日本警察の歩みを語る（四）」, 1975）。だが、後任人事は難航し、後藤は震災への対処を理由に留任することを決した。

震災直後、後藤局長は参内して摂政官に奉伺し、警保局課員は下町方面の災害状況の調査に赴いた。市内を調査した警保局課員は内務省官舎で協議し、物資調達のための「臨時徴発令」案と、各省を統一する「臨時震災救護事務局」官制案を作成した。後藤局長も山梨半造陸軍大臣に出兵の準備を要請している（後藤文夫, 1975）。また震災当時、天皇・皇后は日光に行幸中であったため、警保局は埼玉県知事に電話連絡して栃木県知事へ震災状況を伝えるよう依頼し、事務官を栃木県に派遣して奏上の手段を講じた。

9月1日の緊急閣議には、後藤局長と大塚惟精警保局警務課長が出席して震災の状況を報告し、「臨時震災救護事務局」官制案を提起した（後藤文夫, 1975）。枢密院会議の開催が困難なことから反対する閣僚もいたが、閣議に招聘された枢密顧問官の伊東巳代治は内閣の責任による実現を提言した（東京市政調査会, 1930）。後藤によれば、同日夜には火災の被害が予想以上に甚大なことが判明し、計画を立て直して「物資の欠乏に対する不安を除く処置、各方面行政機関の連絡統一」を図る必要を再認識したという（『自警』, 1923）。警保局は収集した情報に基づいて震災初動の対策を立案し、翌2日の臨時震災救護事務局の発足へとつなげた。

また、9月1日午後2時ごろ、赤池濃警視総監は、水野錬太郎内務大臣と後藤局長に戒厳令の施行を進言した。後藤も震災の惨状から「尋常一様の警備を以て依つて生ずる人心の不安を沈静し秩序の保持を為す事の困難なる」ことを看取り、戒厳令施行を決意したという（『自警』, 1923）。かたや、内閣は1日午後7時時点では、枢密顧問官の招集が困難なことから戒厳令を見合わせ、軍隊の出動による臨機的処置を方針とした様子である（「倉富勇三郎日記」, 1923）。

年9月1日条,佐野眞一,2007)。翌2日、水野は「市民の恐怖動揺」を看取し(水野錬太郎,1930)、また、2日朝に「朝鮮人攻め来る」との流言蜚語に触れて戒厳令施行を決定したという(東京市政調査会,1930)。警察の無力化と火災を理由に戒厳令の速やかな施行を志向した警察当局に対し、水野を含む内閣は2日になって施行を決断したと考えられる。

翌9月2日、非常徴発令が発令され、内閣に臨時震災救護事務局(以下、事務局)が設置された。事務局は総裁に首相、副総裁に内相を任命し、警保局長、警視総監も参与として列した。同日午前の事務局第一回打ち合わせでは、「治安ノ保持ニ付テハ陸海軍警察協力シ之ニ当ルコト」、「米穀其他重要ナル物資ノ市場ニ於ケル暴利ヲ取締ルコト」、「政府発行ノ新聞ヲ発行シ事実ノ真相ヲ伝ヘ人心ノ動揺ヲ防グコト」などが決定された(東京市役所、『東京震災録』前輯,1926)。同日午後には戒厳令が発令された。

また、事務局は各機関の統一を期すため、後藤局長をはじめ治安担当者を委員とする警備部を設置した。9月3日午前9時の警備部第一回打ち合わせは以下の件を協議した。

- 第一、皇城、赤坂離宮其他宮邸の警衛並に重要官公衙の警衛に関する件
- 第二、各避難地の保護取締に関する件
- 第三、市街及一般民衆の保護取締に関する件
- 第四、一般朝鮮人の保護に関する件
- 第五、要視察人の取締に関する件
- 第六、民衆自衛団の統制に関する件
- 第七、出版物及印刷所の取締に関する件
- 第八、警備に関する通信連絡の整備、殊に電話の速成を計るの件
- 第九、交通整理及交通路の設備に関する件
- 第十、宣伝の取締並に宣伝の実行に関する件
- 第十一、一般救護事務の援助に関する件
- 第十二、連絡船の航行に関する件
- 第十三、鉄道に依る旅客の取扱に関する件
- 第十四、東京又は横浜に来らんとする者の阻止方法に関する件

(姜徳相・琴乗洞,1963。第一～十は「関東地方震災救護一件」でも確認される。)

以後、警備部は毎日午前に打ち合わせを行い、警備方針を決定した。

この間の9月2日、警保局は被災地の警察力充実を図るため、群馬・栃木・茨城・千葉など諸県に警察官の派遣を命じ、以後も各府県に応援を要請して被災地に順次派遣した。さらに、同3日、後藤局長は震災に乗じた宣伝運動を警戒して各種要視察人の入京を阻止するよう地方長官に指示し、被災地の要視察人は必要に応じて検束・監視を行い、宮城の警衛を理由に上京を計画した水平社に対しては上京を止めている(『東京震災録』前輯,1926)。同じく3日には、通信・交通機関が復旧するまで出版物の禁止差押処分を地方長官に委任し、出版物の納本も各府県で管理するよう指示した(「記事取締に関する書類綴」,松尾章一監修,1997)。

また、警保局は被災地の外国人の保護を指示し、府下の中国人については中国公使館跡他数箇所にバラックを建設した。神奈川県では、横浜市を中心に在留中国人、欧米人を停泊中の船舶や救護施設に避難させ、外事課と警察署を動員して巡察を実施している。

その後、自警団による朝鮮人に対する殺害・暴行が明らかになると、事務局は9月9日に司法事務委員会を設置し、後藤局長も出席して事件の捜査検挙について協議を行った。

震災発生から6週間後の10月12日、後藤文夫は警保局長を辞任した（後任に岡田忠彦）。

なお、関東大震災の発生に鑑みて、内務省は9月12日に警察共済組合規則を改正し、警察官吏への災害給与金額を引き上げている。

(3) 警視庁

関東大震災の発生当時、警視総監は9月5日まで赤池濃が留任し、幹部は正力松太郎官房主事、馬場一衛警務部長、笹井幸一郎保安部長、小栗一雄衛生部長、木下信刑事部長、緒方惟一郎消防部長の陣容であった（警視庁, 1925）。

震災によって警視庁も例外なく被害を受けた。すなわち、本庁と25警察署、254巡査派出所・駐在所が全焼、8巡査派出所が半焼、16巡査派出所・駐在所が全壊、5警察署と25巡査派出所・駐在所が半壊、26警察署と51巡査派出所・駐在所が破損に及んだ。震災直後、各警察署は署員を非常招集して救護事務にあたらせたが、本庁では職員の大半が家族を案じて帰宅し、少数の職員が防火と書類の退避に努めたものの1日午後に焼失した。

本庁が機能不全に陥る中、赤池は9月1日午後4時半、衛戍司令官の森岡守成近衛師団長に出兵を要求した（森岡不在のため石光真臣第一師団長が代行）。もともと、警視庁は正式請求に先立って師団司令部と打ち合わせを行い（警視庁, 1925）、赤池も後に「衛戍総督」（1919（大正8）年廃止）に出兵を要求したと回顧するなど（『自警』, 1923）、出兵の手続きは周知されていなかった模様である。また、赤池は同日午後2時、戒厳令施行を水野と後藤局長に進言している。火災の拡大を目の当たりにした赤池は、「此際は警察のみならず国家の全力を挙げて治安を維持し応急の処理を為さざるべからざる」との心境に至ったという（同上）。

同1日夕刻、警視庁は府立第一中学校に拠点を移すと、赤池を司令長として臨時警戒本部を組織し、総務部以下警戒班、偵察班、特別諜報班、給与班、救護班、消防班を設けて非常任務にあたった。以後、警視庁は府下の警戒に努めるとともに、避難民の保護、消防活動、人心の安定、犯罪の取締、衛生・保健事務を実施した（各種活動については後述）。また、警視庁は震災直後から各警察署に管内の災害状況を報告させ、関係機関に速報している。

翌9月2日の戒厳令施行に伴い、警視総監、地方長官、警察官吏は本来の警察事務を管掌するとともに、軍事に関する事務に限り戒厳司令官の指揮下に入った。翌3日の関東戒厳司令官命令により、警視総監らは戒厳司令官の指揮を受けて、（1）「時勢に害あり」と認められる集会、新聞紙、雑誌、広告の停止、（2）兵器、弾薬その他危険性のある物品の検査・押収、（3）出入船舶・物品の検査、（4）検問所の設置、「時勢に妨害あり」と認められる者の出入禁止、

水陸通路の停止、(5) 家屋、建造物、船舶への立入検察、(6) 戒厳令施行地域内に寄宿する者に対する地境外への退去命令を執行した。また、郵便局長・電信局長は、「時勢に妨害あり」と認められる郵便・電信の開緘を行った。戒厳令に基づく警察の主な執行事務として、検問所の設置、自警団など民間人の武器・兇器の押収が挙げられる。

9月5日、赤池に代わって湯浅倉平が警視総監に任命された。同日には山本内閣の告諭が発せられ、府下は安定の兆しを見せた。後述するように、同日以降、警視庁は自警団に対する統制を強め、漸次解散の方針を示すこととなる。また同7日、警視庁は警務部長を司令長として各警察署員を動員し、警戒部隊を編成した。警戒部隊は警務部長を司令長として、各部内の警戒を担当する受持中隊と特定区域の警戒を担当する遊動中隊を置き、各隊はさらに検問隊と巡察隊を組織して事務にあたらしめた。民心の安定に伴い、戒厳司令部は同13日以降、検問・巡察の人員を減らし、軍隊を漸次縮小して警察を警備の主体とする方針をとった。同30日をもって検問所の兵員は全廃された。

9月3日以降、被災地には各地から応援警察官が派遣されたが、警察力の充実は依然として課題であった。同12日には警視庁に警視5人、警部20人が臨時増員され、うち警視3人を監察官に任じた。さらに同20日、湯浅総監は国庫補助による警部補・巡查2,000人の増員を内務省に上申し、10月15日に政府の承認を得た。同20日の警察官増員に伴い、警視庁は新たに8警察分署を増設している。また、10月20日の服制改正により、警察官吏の拳銃携帯が許可された。

なお、警視庁は9月16日段階では、戒厳令撤廃後も派出所での検問を廃止しつつ検問所を存置することを検討していたが（「大正12年 公文備考 災害附属 巻1」所収、「戒厳撤廃ニ処スル警視庁ノ方針」〈請求記号：⑩-公文備考-T12~158〉）、10月30日には派出所と併置された検問所を撤廃し、要警戒区域に限って臨時立番所を設置している。戒厳令は11月15日に廃止され、戒厳令に基づく事務は全廃された。

(4) 府県警察

a. 被災地

神奈川県では、横浜市を中心に壊滅的な被害を受けた。警察部は横浜公園内に救護本部を設置し、横浜市内の各警察署に非常召集をかけるとともに、消防署に出動を命じた。しかし、横浜市内の4警察署は倒壊し、消防署もポンプの圧壊と水道管の破裂によって防火能力を減衰させていた。横浜公園に設けられた臨時救護所も、救護材料の欠乏により十分な活動を行えなかった。警察力は期待されず、安河内麻吉知事は2日、出兵請求を決定した。

救助を指揮していた森岡二郎警察部長は、9月1日午後2時30分ごろ、救護本部からいったん神奈川県庁に赴いた後、火を逃れて横浜港に避難し、汽船コレヤ丸に救助されると同船の無電で震災状況を各所に発した。翌2日、神奈川県警務課長と高等課長は内務省に到達して横浜の状況報告と救援要請を行い、第一師団に出兵を要求した。同3日、知事の要求に応じて第一師団が神奈川県に派遣され、同日に戒厳令が施行されている。同12日には神奈川県警察部に警

視2人、警部8人が臨時増員され、うち警視1名を監察官に任じた（神奈川県警察部, 1926）。さらに、10月15日、警部4人、警部補15人と主に他県からの出向巡査を充当して巡査285人が増員された（西坂勝人, 1926）。

埼玉県では、震災による被害は北足立郡・南埼玉郡を中心に死者217人、負傷者517人、家屋の全壊8,073戸に及んだ。同県には京浜方面からの避難民が通過・逗留し、また、各地からの救援隊や救護物資が到来したため、警察は主として避難民保護に対応した。9月1日、友部泉蔵警察部長は非常招集をかけて県下被災地の警戒・救護を指示し、電話の不通により指示が徹底しない中で各署長は管内の警備を指揮した。また、県庁では堀内秀太郎知事が職員の帰宅を差し止めて対策を協議した。同日午後5時、警保局から、天皇への奏上方を栃木県知事に通報する旨の電話連絡を受け、警察部は職員を栃木県に派遣している。

翌2日、県は千住方面と板橋方面からの避難民を対象として川口町・蕨町に救護所を設置し、警察官をはじめ県職員や医師を派遣して救護にあたらせた。その後、避難民の北上に伴い警察力も県北部に集中したが、同3日には群馬県へ護送中の朝鮮人が熊谷署・本庄署管内で群衆に殺害される事件も発生している。同4日、埼玉・千葉両県に戒厳令が施行され、人心は漸次安定に向った（埼玉県警察本部, 1974）。

千葉県では、県南部の安房郡で甚大な被害が発生した。警察の被害は全壊が警察署1、巡査派出所12、半壊が警察分署1、警部補派出所1、巡査派出所10、大破が警察分署1、巡査派出所10、小破が警察署1、警察分署1であった。9月1日夕刻には東京からの避難民が到来する中、警察部は情報収集に努め、衛生課から市川・船橋・津田沼・稲毛の各停車場に救護班を派遣した。その後も避難民は増加したため、各警察署は管内の避難民の調査を実施している。また、通信機関が途絶したことから、1日午後8時、警察官を特使として内務省へ派遣し、同16日までに派遣回数20回に達した（千葉県警察本部, 1981）。

9月2日午前2時、神奈川県からの第一報が入ると、保安課は仮事務所を設置して震災被害状況の調査に努め、衛生課も県庁裏公園に臨時救護所を設置した。同日午後1時半、安房郡役所と北条警察署の急使によって安房郡の被害状況が伝えられると、齋藤守圀知事は県内被災地の警備と救護の体制を整えた。警察部は医師会と諮って救護班の組織を警察署長に命じ、救護班を県内被災地と東京に派遣した。同日には警保局から応援要請を受け、翌3日に被害の少ない署を指定して応援部隊約100人を東京に派遣している。同4日には千葉県に戒厳令が施行され、県内22か所に検問所が設置された。

b. 被災地以外の府県

被災地以外の府県警察部は、震災の報が伝えられるや漸次対策を講じ、中央との連絡が困難な状況で治安・救護活動に努めた。

警察は緊急時に非常召集で警察官を動員し、迅速な対応をとることが可能であった。大阪府では、9月1日深夜に横浜からの第一報を受けるや、警察部は翌2日未明に非常召集をかけて藤沼庄平警察部長以下幹部を集めた。警察部はまもなく震災救護事務船舶係を設置し、各方面

と交渉した結果、大阪商船会社の船舶で京浜地方に救護物資を送ることを決定した。大阪府が緊急救護本部を正式に設置したのは、知事が登庁した後の同日午前のことだった。

9月2日以降、警保局の指示により各府県から被災地へ応援警察官が派遣された。応援警察官は同3日から10月末の間に2府29県と樺太庁より派遣され、警視庁、神奈川、千葉、埼玉に漸次割り当てられた。派遣人員は延べ3,000人を超え、被災地での被災者の救護、自警団の取締、交通整理、各所の警戒と監視、警邏・立番にあたった。

また、各府県に残った警察官も各種の治安・救護事務にあたった（以下、大阪府, 1924）。

第一に、被災地からの避難民の保護である。警察部は医師会や民間団体と諮って救護班・救護所を組織し、避難民の応急手当と収容を行った。また、通過地となる府県は避難民の護送を担った。なお、東京、神奈川、埼玉、千葉を除く2府23県でも、流言蜚語による迫害を防ぐために朝鮮人を漸次保護し、11月までに6,847名が収容された。

第二に、各府県からの入京者の制限である。当初、各府県は被災地の混乱や治安の悪化を防ぐため、各種要視察人、社会主義者、朝鮮人を行政検束で適宜収容した。9月8日、関東戒厳司令部は許可者の範囲を指定した上で入京証明を交付することを決定し、翌9日付で後藤文夫警保局長から各府県に通牒された。

第三に、流言蜚語の取締である。朝鮮人に関する流言とともに、銀行の倒産や取り付けなど、経済界を攪乱する流言に対しても厳重な取締が行われた。

第四に、暴利取締である。特に大阪では、米穀価格の高騰による市場への影響が予期されたため、警察部は株式市場と米穀取引所の状況を調査して不穏な経済活動に気を配った。

第五に、伝染病取締である。各府県警察は当地に到来した避難民の健康状態を調査し、移住地や避難民収容所での衛生管理を講じた。伝染病患者は直ちに専門病院に収容した。

この他、火薬庫、水源池、上水道、危険物品の倉庫、発電所・変電所、米穀倉庫、無線電信局、交通拠点の駅、停車場、港湾、避難民収容所などの警備が強化された。

(5) 組織間の情報伝達

当時の各行政機関の情報伝達は、主として有線電信、無線電信、電話で行われていた。警視庁は1917（大正6）年、消防部と各消防署に火災報知専用の電話を設置し、1919（大正8）年、全警察署に電信機を設置した。また、1921（大正10）年以降は非常報知機に代えて警察電話を用いるようになり（『警視庁史 大正篇』, 1960）、1922（大正11）年末時点で警視庁は電話機1,393台、電信機69台を管下に設置していた（『警視庁統計書』, 1922）。

こうした情報伝達網は、関東大震災によってほぼ壊滅した。警保局は主要駅と中央通信所の被害状況を確認して通信手段の確保に努め、東京近辺で唯一機能を維持していた船橋海軍送信所に無電を依頼するほか、各地に事務官を派遣し、あるいは陸軍の飛行便に委託して通牒を發した。警視庁は当初、警察署に適宜特使を派遣して指示したが、9月3日になって警務部通信隊を編成し、2時間ごとに各署を巡回させて指示を伝達した（警視庁, 1925）。この他の各警察

機関も相互に職員を派遣して連絡を行った。

被災地以外の府県では、9月1日午後には地震発生の記事が届きはじめ、同日夜から翌2日未明にかけて、森岡二郎神奈川県警察部長からの無電で震災の状況が伝えられた。

大阪府では、9月1日深夜、八尾警察署が和歌山県潮岬受電所を通じて横浜からの第一報を受信した。翌2日午後2時には陸軍の飛行便が大阪に到着し、内務次官・社会局長官の通牒を受理した。同3日に潮岬電信所の施設が破損したため、大阪府は無線を搭載した駆逐艦の派遣を呉鎮守府に要請したが承諾を得られず、東京宛の発信を呉・佐世保鎮守府経由で転電し、また陸軍第4師団の了解を得て同師団航空隊の飛行便を利用した。同4日以降は大阪港内停泊中の艦船の無電を併用している。大阪府は近畿一円における京浜—関西間の連絡を担い、同7日、事務局から関西地方の伝達庁に指定された（『東京震災録』後輯, 1926）。

しかし、震災に関する流言蜚語の飛び交う中、誤った情報も伝達された。9月3日午前8時ごろ、船橋海軍送信所から呉鎮守府経由で「東京附近ノ震災ヲ利用シ朝鮮人ハ各地ニ放火シ不逞ノ目的ヲ遂行セントシ、現ニ東京市内ニ於テ爆弾ヲ所持シ石油ヲ注キテ放火スルモノアリ」との後藤文夫警保局長名の通牒が地方長官に発せられ（「大正12年 公文備考 変災災害三 巻百五十五 震災関係三」, 琴乗洞, 1991）、各地の混乱を煽った。

こうしたように、通信の断絶は流言蜚語を許し、警察の活動にも支障をきたしたため、政府は通信機関の復旧を焦眉の課題とした。9月1日には早くも塚本清治社会局長官が大阪府に警察電話用被覆銅線20マイルの送付を要請し（『東京震災録』後輯, 1926）、さらに同3日、事務局警備部は「警備ニ関スル通信連絡ノ整備殊ニ電話ノ速成ヲ計ルノ件」を決定して電線会社、商社から資材を調達した。同じく3日には埼玉県庁—板橋警察署、千葉県庁—小松川警察署間の通話が回復している。警視庁管下では山の手方面から各署に臨時電話を架設し、同9日に全管内の工事を完了した。また、同14日午前には警視庁—神奈川間の直通電話が回復し、10月10日には丸の内—山の手—八王子方面の単独回線が完成した。一方、電報通信は9月6日午後東京地方の一部で回復し、同9日に東京—大阪間が復旧している。

しかし、電話・電信が回復するまでの間、情報伝達は当然ながら時間を要した。また、無電についても設備不良や事故が発生し、中央と地方の間で齟齬を生じた。さらに、通信機関が回復した後も、一部の府県で通牒が発信されない事態が発生している。

なお、被災地では情報伝達の失策によって、被害を看過した事例もあった。3万8,000人以上の犠牲者を出した被服廠跡を所轄とする本所相生署は、9月2日午前7時、管内の全部焼失と署長の殉職、避難民2万人の存在を警視庁警戒本部に報告した。しかし、同日午後0時12分の相生署報告は被服廠跡での焼死者数を1,000人と見積もり、実際の被害とは乖離していた。被服廠跡では同日夜に陸軍千葉衛戍病院救護班、翌3日に第一師団、同4日に近衛師団がそれぞれ救護にあたったものの、警戒本部は同地への偵察を行い得ず、被害を把握したのは4日のことだった。情報伝達が不正確であり、陸軍との情報の共有も不十分だったことが、警察の救護を遅らせたと推測される（「警察報告 冊の十三」, 鈴木淳, 2004）。

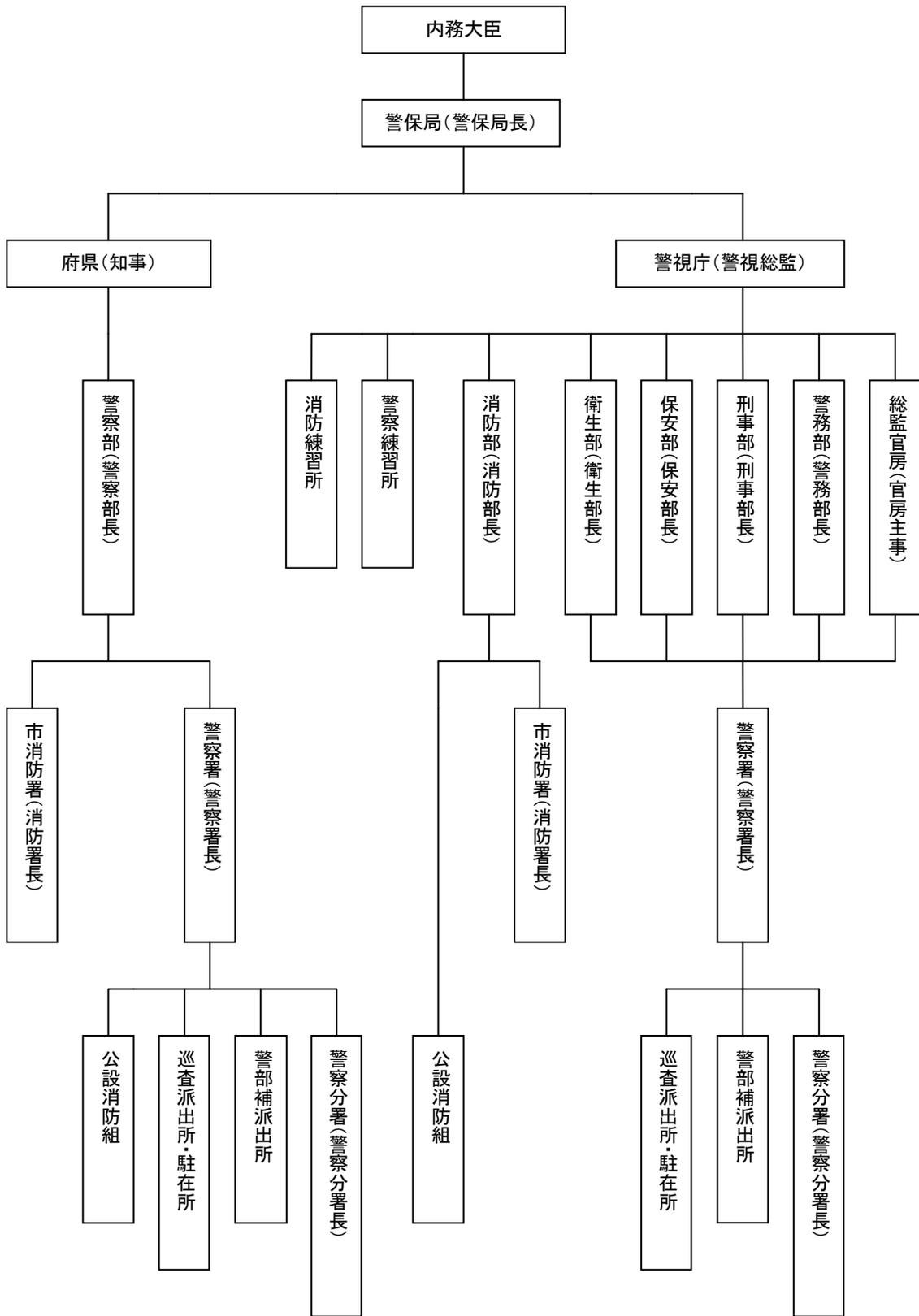


図 2-4 関東大震災当時の警察機構

出典：『内務省史』第2巻，『警視庁史 大正篇』，鈴木淳，『関東大震災』より作成

2 各種活動の経過

(1) 避難民保護

震災発生直後、各警察署は管内住民の人命救助にあたるとともに、住民を安全地帯へと誘導した。火災が同時多発する中、警察官は家財道具を搬出しようとする者を強制退去させ、あるいは河川に停泊中の船を徴収して罹災者を避難させた（警視庁、1925）。

また、警察は救護所を設置して避難民の応急救療を担った。先に述べたように、戦前の警察は一部の衛生行政を管掌し、保健・衛生事務の出先機関として活動していた。各警察署は管内の医師を警察医として嘱託するほか、専属の衛生技師・技手を配置しており（警視庁管下は7病院、33警察署）、震災当時は彼等を中心として罹災者の救護を実施した。

警視庁では震災発生直後、小栗一雄衛生部長の下に教護本部を組織して救護事務を開始し、本部を日比谷公園に移して丸の内周辺の死傷者を収容した。まもなく拠点を府立第一中学校に移転した後、臨時警戒本部の組織に伴い衛生部員を10の救護班に編成して府下各所に配置し、救護団体や他府県の応援救護班を再編成して随時応急救療に従事させた。警視庁救護班と応援救護班の活動によって、9月下旬までに8万8,474人を救護したという（警視庁、1925）。この他、警視庁は巡回診療班、傷病者収容所、臨時病院、外来診療所を組織し、府下の医療機関・医師会と連絡して物資の調達と分配を行った。9月12日以降は伝染病予防のための診療班を開設し、以後秩序の回復に伴い、救護班に代わって診療班が救護事務を担当した。

反面、救護のための準備不足は否めなかった。警視庁救護本部では震災後まもなく医療備品が欠乏し、火の手の迫る本庁衛生倉庫から衛生資材を搬出した。しかし、9月1日5時30分には再び不足を生じ、陸軍省に譲与を要求した。また、資材調達のために行政執行法第4条に基づいて自動車・自転車、食糧、飲料水、燃料、天幕、衛生資材、木材などの物資を徴収した（翌2日の非常徴発令発布に伴い、警視庁の物資徴収は徴発に切り替えられた）。この他、被害の軽微な郡部の警察署から市部へと救護物資が移送された。

官公署の収集した物資は主として東京市・区が配給したが、警視庁も配給作業を援助した。府下の各警察署は、9月1～5日にかけて炊出と配給を開始し、配給に際して監視を担った。各署の配給実施期間は数日から10月までと幅があり、厳正な配給を実施する署もあれば、臨機応変に物資を配ることで好評を得た署もあった。警察署の配給に対して避難民から感謝が寄せられる一方、不公平や不正行為に対する不満の声もあがった。

なお、府下各所に避難した罹災者が数千から数十万人にのぼったことから、警視庁は臨時震災救護事務局と交渉して日比谷公園、上野公園、九段坂上に収容バラックを建設している。

避難民保護の過程では、迷子・迷人の保護も課題となった。警視庁は9月20日までに1,122人の迷子・迷人を保護し、保護者と引取人を検索するとともに、各種団体には保護した迷子などを警察に移すよう指示した。また、各府県警察に照会して行方不明者を検索した。

さらに、流言蜚語により迫害対象となった朝鮮人について、9月2日、警視総監の赤池濃は「朝鮮人ヲ速カニ各署又ハ適当ナル場所ニ收容シ其身体ヲ保護検束スルコト」、「朝鮮人ノ保護ヲ確實ナラシムル為其移動ヲ阻止スルコト」、「内鮮人相互ノ融和ヲ図ル為朝鮮人労働者ヲシテ社会的事業ノ開始ヲ勧誘スルコト」を決定し（警視庁, 1925）、同日午後3時には流言の防止と朝鮮人保護を各署に指示している。ただし、警察の保護は行政検束による連行・収容という強制性を伴ったものであり、また警察によって連行・護送中の朝鮮人が群衆から暴行を受け、あまつさえ殺害される例もあった。

なお、朝鮮人に対する暴行に鑑みて、9月4日、警視庁特別高等課内鮮係は朝鮮人の上京を阻止するよう朝鮮総督府に打電する一方で、同8日には朝鮮人の帰国を阻止するよう管下警察署に通牒している（姜徳相・琴乗洞, 1963）。

(2) 人心安定

a. 流言蜚語取締

地震と火災によって人々の不安が高まり、また通信機関の断絶によって正確な情報伝達が妨げられる中、流言蜚語対策は重要な課題とされた。

9月1日、警保局と警視庁は協議の上で、人心の不安を増大する記事の掲載を控えるよう各新聞社に懇談書を発した。警保局では図書課新聞係が全国の新聞記事の取締を統轄し、警視庁では総監官房特別高等課検閲係が内務省の指示を受けて府下の出版物を取り締まり、具体的には、各新聞社・出版社の状況調査、記事の差し止め、原稿の内閲、発売頒布の禁止、差押の執行、納本の管理などを行っている（警視庁, 1925）。また、同2日から事務局情報部が毎日2回「震災彙報」を発行して市中に配布した。

しかし、被災地では朝鮮人來襲をはじめとする流言蜚語が飛び交い、自警団による朝鮮人への迫害が横行したため、警察は対策を迫られた。

警視庁警戒本部は、流言蜚語の発生時点を9月1日午後1時ごろとしており、同日午後3時には「社会主義者及ビ鮮人ノ放火多シ」との流言が府下で確認された（警視庁, 1925）。同日午後8時、小松川警察署は朝鮮人による暴行の報に接し、迫害を受けた朝鮮人を同署に收容した。翌2日にかけて「不逞鮮人ノ來襲アルベシ」との流言が各署で確認されたため、赤池は同日午後3時、流言防止の宣伝、流言の調査と流言者の取締、応急警戒、朝鮮人の收容・保護、自警団の善導、及び武器携帯の禁止を各警察署に指示した。反面、警戒本部も「不逞鮮人」襲撃の可能性を考慮し、警察官を各地に派遣するとともに、偵察班・諜報班に真相調査を命じた。翌2日午後5時には「不逞者」の取締を各署に指示している。

並行して、警視庁は9月2日から宣伝隊を組織して人心安定を講じた。翌3日午前6時には「不逞鮮人妄動ノ噂盛ナルモ多クハ事実相違シ訛伝ニ過ギズ、鮮人ノ大部分ハ順良ナルモノニ付濫リニ之ヲ迫害シ、暴行ヲ加フル等無之様注意セラレ度」とのビラを市内に撒いて朝鮮人に対する暴行の抑止を図っている。先に述べたように、3日午前9時の事務局警備部打ち合わせ

も「出版物及印刷所ノ取締ニ関スル件」、「宣伝ノ取締並ニ宣伝ノ実行ニ関スル件」などを協議し、宣伝ビラの配付を決定した。

しかし、警視庁も一部朝鮮人の不法行為を完全には否定せず、朝鮮人に関する流言は容易に解消されなかった。朝鮮人を保護する警察官に対して反発する群衆もあり、9月4日には「警察官に変装せる鮮人あれば注意すべし」との流言が確認されている（警視庁, 1925）。翌5日、山本内閣は朝鮮人への暴行を戒める告諭を発したが、朝鮮人に対する虐待の事実は秘匿された。以後、人心は漸次安定に向ったものの、その後も流言蜚語は残留した。

神奈川県では、9月1日午後から、海嘯の襲来、大地震の再起、不逞の徒・解放囚・社会主義者の暴行、朝鮮人の襲来などの流言が伝播した。朝鮮人の襲撃に関する流言は、1日夜7時に山手本町警察署管内で確認され、翌2日にかけて県下全般に広まった。

流言蜚語の取締として、警視庁は警察犯処罰令（第2条第16号「人心を誑惑せしむる目的を以て流言を為すもの」）を適用し、9月2～7日の間に流言者32人を検挙した（説諭12人、拘留20人）。また、朝鮮人殺傷など流言蜚語による混乱を重く見た田健治郎司法大臣ら司法省の主導により、同7日、安寧秩序を紊乱する事項の流布、流言浮説、犯罪の煽動に厳罰を科す緊急勅令「治安維持に関する罰則の件」（治安維持令）が公布された（「田健治郎日記」, 1923年9月3～7日条, 荻野富士夫, 1980）。内務省が戒厳令や現行制度の拡大適用によって震災時の混乱に対処しようとしたのに対して、司法省は新たな治安立法を志向したといえる。もっとも、司法省は同令の適用について慎重に配慮し、1923（大正12）年11月30日までに15件（起訴9件、不起訴6件）にとどまった（吉河光貞, 1949）。

被災地以外の府県でも、新聞報道や避難民を通じて被災地の状況が伝えられた。震災に関する報道は適宜規制が行われるほか、社会主義者・各種要視察人・朝鮮人を行政検束し、要注意出版物を監視した。9月3日、大阪府警察部は主要新聞社を召集し、「人心を惑乱せしむる惧ある事項」の掲載を控えるよう懇談した。同日、大阪府は、通信機関が復旧するまで知事限りで出版物の禁止差押処分を行う旨を内務省に稟伺している。内務省も同日付で地方長官に処分を委任し、同5日には朝鮮人暴動に関する記事、経済界に混乱をきたす記事、内地人一朝鮮人相互の反感を生じる記事（朝鮮人殺傷を含む）の差し止めを命じた。ただし、通信機関の断絶によって同3～6日にかけて中央の指示が届かず、地方長官の判断で差し止めを行う例もあった（「記事取締に関する書類綴」, 松尾章一監修, 1997）。

また、震災に関する情報は海外にも伝えられたことから、政府は情報統制を講じた。朝鮮では朝鮮人の暴動を報じる新聞記事が散見されたため、後藤文夫警保局長は、9月7日までに震災下の朝鮮人に関する一切の記事（朝鮮人に対する迫害を含む）の差し止めを丸山鶴吉朝鮮総督府警務局長に指示した（松尾章一監修, 1997）。諸外国に対しても同様に情報の差し止めがなされ、事務局警備部は「赤化日本人及赤化朝鮮人」が暴行を煽動した旨を海外に宣伝するよう、協定を交わしている（「朝鮮問題に関する協定」, 琴乗洞, 1991）。

9月18日、東京地裁検事局は、戒厳令施行地域と群馬・栃木両県での朝鮮人の犯罪、朝鮮人に対する犯罪の記事を差し止めた。また同20日、陸軍省は甘粕事件の責任者処分を発表し、陸

軍発表以外の記事と「社会主義者行方不明に関する記事」を差し止め、亀戸事件も同日差止となった。10月8日に甘粕事件、同10日に亀戸事件の差し止めが解除され、同16日に王希天事件の差し止めが緩和された（「行方不明」として報じる）。朝鮮人殺傷事件の差止解除は、同20日のことである。9月1日から11月9日にかけて、新聞紙の発売禁止差押処分の全国総数は924件（同一記事の転載含む）、うち朝鮮人に関する記事は554件を数えた（松尾章一監修, 1997）。

b. 暴利取締

震災直後の混乱を経て、人心は漸次安定に向ったが、物価暴騰など経済生活上の不安を取り除くために暴利取締が行われた。

9月7日、勅令第405号（暴利取締令）が發布され、生活必需品の買占め、売惜しみ、不当販売に対して3年以下の懲役又は3,000円以下の罰金が科せられた。また、同日の農商務省令では、食料品、燃料、運搬具、建材、衛生材料など、暴利取締に該当する生活必需品12品目が指定された。

暴利取締令の發布に伴い、警視總監の湯浅倉平は生活必需品の標準価格の調査を笹井幸一郎保安部長に命じた。笹井は9月9日に「生活必需品暴利取締の件」を通牒し、震災以前の3割高までを生活必需品の標準価格として定めた。さらに笹井は、農商務省商務局と協議した結果、商務局発表の標準物価表を参照して、生活必需品の品目と標準価格を決定した。

また、暴利取締を一般に周知させるため、警務部宣伝隊は暴利取締令と農商務令の全文を宣伝し、大意を説明する告示文を各署管内の要所に掲示した。さらに同12日、暴利者を確認した際は最寄りの警察署、派出所、駐在所に申告するよう各署に宣伝させた。

ただし、9月9日の通牒は「震災後地方より移入し又は生産費、運搬費等の一般的昂騰に因り之を斟酌す」との但書があり、標準価格を超えた額で販売する抜け穴となり得た（例えば、複数の中間業者を通すことで、運搬費を理由に小売価格を高騰させた）。このため、笹井は同17日に「暴利取締の不当価格認定に関する件」を発し、中間業者を介した小売価格の引き上げを禁止するよう指示している。

暴利者の検挙にあたって、警視庁は司法当局との協議を重ねて方針を定めた。9月12日、木下信刑事部長は各署に暴利取締の励行を求め、翌13日、暴利の事実を確認した場合は業者の所在・管轄を問わず迅速に取調・検挙する旨を指示した。9月7日以降、10月末までに警視庁は暴利取得者422人を検挙し、暴利高は没収の上、検事局に送達された。

神奈川県では、各警察署が米の所在調査を実施し、業者を招致して廉売を諭示するほか、管下の各市町村に小売市場の設置を促した。横浜市は指定業者に公定相場による販売を行わせ、建材などの復旧必需品は市が直接廉売して価格安定に努めている。しかし、材木、飲食物、衛生材料などの復旧・生活必需品は軒並み高騰し、暴利者も発生した。警察部は県・市の商工課と協議の上で暴利取締を実施し、9～12月にかけて138件（検事局送致39件、説諭99）を検挙した。被検挙者の中には市議員や富裕層もおり、当局はこれら有力者を見せしめ的に処罰することで一般業者を牽制した（神奈川県警察部, 1926）。

この他、全国でも物価暴騰を防ぐためにデマの防止や新聞記事の規制が行われた。経済の拠点である大阪府は、震災に乗じた銀行の取り付け騒ぎや市場の攪乱を警戒している。

(3) 犯罪取締

警視庁救護本部は、木下刑事部長を班長とする偵察班を組織し、東京地裁検事局、司法省、戒厳司令部、憲兵司令部、臨時震災救護事務局、朝鮮総督府などと連絡しつつ、被災地の犯罪取締を実施した。刑事部捜査課長は9月1日夜半、課員を3隊に分けて被災地や避難所に派遣し、犯罪の警戒取締を命じている。

被災地の犯罪では、生活の困窮に起因する窃盗が目立った。特に、焼け残りの金庫・倉庫、遺体の装着品、焼跡の埋蔵物などから金品を掠奪する、いわゆる「火事場泥棒」に対して警視庁は注意警戒を呼びかけた。さらに、配給品を狙った盗難・詐欺、郵便局員・警察官・憲兵を騙った詐欺・脅迫、配給に従事する公務員の横領・背任といった救護活動に関連した犯罪、放火、誘拐、あるいは乳幼児の遺棄といった震災の混乱に乗じた犯罪にも警戒を要した。9月7日以降、警視庁は警戒部隊を編成して被災地の警戒にあたっている。なお、9月13日には刑事部長により微罪検挙者の釈放が指示され、警視庁管下では9月から12月までの総検挙数1万5,785件中、1,317人が微罪釈放とされた。

犯罪取締の過程で、流言蜚語、特に朝鮮人に関する流言は捜査に支障をきたした。自警団や民衆は朝鮮人を容疑者として警察署に連行し、捜査員も一部流言を信じたものの、十分な証拠に基づく容疑者は僅少だった。警視庁は9月末までに朝鮮人の犯罪30件を検挙し、証拠不十分の者は各署で保護・収容した後、朝鮮総督府出張所に引き渡している（警視庁, 1925）。司法省刑事局が作成した調査報告書は、東京・神奈川での朝鮮人の犯罪42件を挙げているが、犯人の氏名が不詳な事件は18件にのぼった。報告書も「鮮人の不逞行為は其の声の大なるに比しては其の実の小なりしものと断ぜざるを得ず」と述べている（「震災後に於ける刑事事犯及之に関連する事項調査書」, 姜徳相・琴乗洞, 1963）。

一方、自警団や群衆による殺傷事件、とりわけ朝鮮人に対する殺傷行為は深刻化した。9月9日、事務局は司法事務委員会を設置し、自警団による暴行・殺傷事件の捜査検挙を協議した。警視庁は10月1日に一斉検挙を開始し、東京府下の殺人110件、傷害97件を検挙している。このうち9月2～5日に発生した犯罪は75件にのぼった。

神奈川県では、震災発生から11月15日の戒厳令撤廃までに1,730件（1,900人）の犯罪を検挙し、うち窃盗犯は1,382件（1,466人）にのぼった。被検挙者には、立憲労働党を組織した山口正憲や、横浜刑務所の解放囚による窃盗団も含まれていた。

自警団・民衆による暴行・殺害のほか、軍隊・警察が関与した殺傷事件も発生した。代表的な例として、9月3日に大島町で発生した中国人殺害（大島事件）、同4～5日の亀戸警察署内における社会主義者・自警団員の殺害（亀戸事件）、同12日の中国人王希天の殺害（王希天事件）、同16日の甘粕正彦憲兵大尉による大杉栄・菅野スガ及び甥の殺害（甘粕事件）が挙げられる。

亀戸事件に関しては亀戸署長も事実を認めたが、事件当日、巡査が武器を携帯する自警団員を「正当防衛」で殺害した旨を付言し、震災時の混乱した状況を強調している（警視庁, 1925）。

また、警察は流言蜚語の流行を防ぐとともに、社会運動の煽動にも警戒を払い、一部の被災地では管内の思想調査が実施された。神奈川県下の中野警察署長は、震災当時の当局・有力者の救護措置、措置に対する小作人の感想、措置に不満を抱く者の詳細、震災後の農民運動発生の可能性、震災時の救護措置と農民運動との因果関係について、管内の郡長に照会している（神奈川県企画調査部県史編集室, 1974）。

(4) 衛生

震災発生後、警察は救護事務と並行して、被災地及び各地の防疫事務と保健・衛生事務を担当した。以下、警視庁救護本部の事例を参考としたい（警視庁, 1925）。

救護本部は、9月7日に巡回防疫班7班を編成して府下の防疫を実施した。この際、避難者の収容所、特にバラックでの集団生活には注意を要した。救護本部は、「地震後の伝染病予防」の宣伝ビラ5万枚を配布して宣伝し、同13日には消毒班57班を編成して街路、井戸の消毒を実施した。もっとも、府下では1923（大正12）年9～12月に赤痢、腸チフスなど伝染病患者約8,000人が発症し、前年の同時期に比べほぼ倍増した。北豊島郡だけで罹患者は1,100人に迫っており、応急的な防疫事務には限界があったものと推測される。

救護本部は防疫体制を整える意味も含め、被災地の衛生状態の改善に努めた。警視庁が関与した保健・衛生事務として、遺体の処分、し尿の汲み取り、塵芥の処分、飲食物の取締、浴場の建設、仮設建築物の取締が挙げられる。当時の東京では、東京府、東京市、警視庁がそれぞれ衛生行政を管轄しており、上記の衛生事務は専ら東京市と警視庁の協力によって行われた。例えば遺体の処分については、警視庁と東京市の共同監督の下、市の雇傭人夫によって遺体の収容・発掘と火葬場の増設が実施されたが、臨時火葬場の増設には警察の許諾が必要とされ、遺体収容は警察官の立会いの下で行われた。

また、飲食物の取締に関しては、本庁衛生検査所が焼失したため、警視庁は内務省東京衛生試験所に検査・鑑定を依頼し、9月14日以降は事務全般を囑託した。その後、東京市検査所に検査を再移転し、衛生部員を派遣して事務にあたらせた。一方、「井水に毒薬を投入せり」との報告が9月14日までに各警察署から相次いだことから、救護本部は流言を否定し、民衆の誤解の一掃に努めている。

救護を含め、震災時の保健・衛生事務では、各機関の不統一が浮き彫りとなった。震災以前、東京市長の後藤新平に招聘されたチャールズ・ビーアドは、警視庁・東京府・東京市の事務の分有による行政の不統一を指摘し、衛生を含む行政警察権を警視庁から東京市に移管するよう提案していた（チャールズ・ビーアド, 1923）。後述するように、警視庁衛生部長の小栗一雄も、災害時における事務の統轄の必要性を挙げている。各機関の事務分担の議論は、帝都復興と並行して東京都制構想として検討されることとなる。

3 社会との相互作用

(1) 自警団

先行研究は、関東大震災時の自警団を、(1) 流言と無関係に自然発生し、火災・盗難を警戒したもの、(2) 流言に煽られて朝鮮人を警戒するためにつくられたもの、(3) 官憲の要請でつくられたもの、(4) 震災以前から地域有力者により組織されたものの4種に分類している(山田昭次, 2003)。

1918(大正7)年の米騒動後、警察は「警察の民衆化」を掲げ、人事相談や各種行政サービスを実施して民衆との融和と相互理解に努めた。同時に、警察は「民衆の警察化」を掲げ、各地の住民を指導・勸奨して「自衛団」を組織させた(大日方純夫, 1993)。「自衛団」は警察と連繋して地域の安全と防犯を担い、地域住民による自発的な秩序維持を期待したものであり、東京、神奈川、埼玉、千葉でも震災以前から組織された。

震災発生後に組織された自警団については、上記のように、震災初期の防犯・防火を目的とした自然発生的なもの、朝鮮人の流言蜚語を受けて警戒を図ったもののほか、警察の要請・指示があったとの証言が存在する(山田昭次, 2003; 姜徳相, 2003)。

しかし、震災後、警察は自警団の組織に関して言及を控え、事実上警察の関与を否認した。警視庁は、震災以前にも「自衛団」が組織されていた点を認めた上で、自警団発生の理由として、警察力が一時的に欠如したこと、「鮮人來襲の流言」が伝播したことを挙げている。また、自然発生した自警団が2日午後以降、朝鮮人來襲の流言を受けて迫害に及んだとの見解を示し、警察と自警団の暴行との因果関係には触れていない(警視庁, 1925)。

神奈川県では、9月1日夕刻以降に自警団の発生が確認されている。鎌倉郡戸塚町では、火災・盗難の予防、匪賊の警戒を目的として青年団、在郷軍人他有志が自警団を組織し、警察署の指揮を受け、団員は護身用の武器を携帯して午後6時から午前5時まで警戒にあたった(神奈川県企画調査部県史編集室, 1974)。ただし、同県警察部は、自警団が何らの準備なく組織され、適切な指導者を欠いていたと評している(神奈川県警察部, 1926)。

警視庁は9月2日午後3時、流言の防止、自警団の善導、自警団の武器携帯の禁止を各署に指示した。翌3日早朝には、宣伝ビラで朝鮮人への暴行を禁止し、不穏な点があれば憲兵・警察官に通報するよう公告した。同日の事務局警備部打ち合わせは、自警団の不法行為を認識し、自警団を警察・憲兵の指揮監督下に置いて統制する旨が決定された。警視庁も同日、警務部長名で自警団の武器携帯・誰何・検問の禁止を指示している。

9月4日の事務局警備部打ち合わせは「民衆の凶器携帯を禁止する事」を決定し、翌5日には自警団を警察・軍隊の指揮監督下に置いて掌握すること、活動を近隣の盗難・火災の警防に限ること、武器携帯を禁止すること、自警団を速やかに廃止するよう懇諭することを決定した。同日、赤池警視総監は「自警団ノ取扱ニ関スル件」を通牒し、自警団を許可制にして警察署に届出させ、憲兵・警察官が厳重に監督するよう指示している。この間、自警団を抑制しようと

する警察官に対して自警団員が反抗、抗議する事例もあった。

9月5日付で警視總監となった湯浅倉平は、翌6日に告諭、同14日に所感を発表して自警団の沈静化を求めた。だが、同16日の警視庁の調査では、府下の自警団は市部562、郡部583を数えていた（警視庁,1925）。同20日の戒厳司令官命令第5号により、自警団の取締は警察の管掌下に置かれ、10月1日、自警団員の犯罪の一斉検挙が開始された。同4日、湯浅は「自分は自警団の設置を奨励したり之に依頼する心持は少しもない」との所感を表明し、同日付で自警団の強制加入の禁止、警戒区域の限定、届出外の経費徴収・寄附勧誘の禁止、武器携帯・暴行脅迫に対する取締を各警察署に命じた。警視庁監察官の田辺保皓は震災後の回顧で、「自警団取締方針」として「警視庁は自警団に頼って秩序維持を期待せざること」を第一に挙げている。田辺の自警団に対する評価は総じて冷淡であり、警視庁は当初から自警団の組織化に消極的だったとの見解を貫いている（『自警』,1923）。

以上のように、警察が自警団への関与を否定する中で、民間からは当局の責任を追及する声があがった。自警団員からなる関東自警同盟は、政府が流言発生の責任を民衆に転嫁した点、警察が自警団の犯行を放置した点、警察官も暴行に加担した点を批判した。また、帝国大学教授の上杉慎吉は、警察官が震災当時に流言を宣伝した点、市民に自衛自警と武器携帯を勧誘した点、被害を予防し得なかった点で警察の責任を追及した。自由法曹団の布施辰治も、警察の教唆、指揮による朝鮮人の殺害を糾弾している（姜徳相・琴秉洞,1963）。

他方、自警団の暴走を平時の日本人や警察の性格に求める意見もあった。長谷川如是閑は、在郷軍人会や青年団が「軍国的動作」を行動様式とした結果、自警団も「軍隊的行動」を連想し、朝鮮人虐待に至ったと指摘した（『我等』,1923；宮地忠彦,2005）。また、吉野作造は、国家が日頃より「服従道徳の涵養」を強いた結果、国民に不満が蓄積し、自警団も「力の玩弄」に走ったと主張している（『中央公論』,1923；吉野作造,1996；宮地忠彦,2005）。

上記の論者に共通するのは、警察又は国家が自警団の行動を直接的・間接的に正当化し、過剰な行為を助長したとの指摘である。警察が自警団の統制と武器の携帯禁止を決定したのは、警視庁が9月2日午後、事務局が同3日午前であり、1～2日の段階では自警団の存在を黙認・容認していた模様である。また、警察も2日時点では流言蜚語の真偽を計りかねていた。警察官が住民に自衛・自警を呼びかけ、衆目の中で朝鮮人を検束・護送し、民衆による朝鮮人への虐待を抑止し得なかったことは、警察が自警団の行動を容認したとの印象を人々に与えたことだろう。

なお、警察関係者も自警団の効能を一定程度認めている。震災以前から「自衛団」の組織化を提唱していた警察講習所長の松井茂は、震災時の自警団の防犯・防火活動、衛生救護、交通整理を高く評価した上で、朝鮮人への暴行に至った理由を平素の「自治的訓練」の不足に求め、今後一層の組織化を提起している（『地方行政』,1923）。もっとも、震災以後は一般民衆よりも公設消防組を機軸とした災害予防対策が推奨された模様である（大日方純夫,2000）。

(2) 警察に対する評価

a. 社会の評価

震災時の警察に対する評価は、感謝・賞賛と、失望・非難に大別される。

既に見たように、警察は被災地の警戒警備のみならず、避難民の救助や応急救療、消防活動、炊出・配給など幅広い活動に従事しており、罹災者の印象に残ったものと推測される。特に警察官に対する賞賛として、自身の家や妻子を顧ず活動に従事する点が指摘され、殉職者には美談が付された（大日本雄弁会講談社, 1923）。

一方で、機能を果たし得ない警察は失望・非難の的となり、軍隊に対する期待・賞賛が反比例的に高まった。神奈川県横浜市では警察が壊滅し、救護活動と治安維持を十分になし得なかったことから、「巡查はどうした、警察は何をしている」との非難が起こった。9月2日、大河内麻吉知事は第一師団に出兵を請求し、翌3日には歩兵一個中隊が横浜市へ派遣されたが、「軍隊来る」との報に住民は歓声を挙げたという（西坂勝人, 1926）。

また、自警団による朝鮮人への虐待・暴行が明るみになるや、警察も各方面から批判を浴びた。10月10日に亀戸事件が報道された後、被害者の遺族とともに自由法曹団、日本労働総同盟も警察への糾弾に携わっている（加藤文三, 1991）。

1923（大正12）年11月に自警会が編纂した警視庁機関誌の『自警』第5巻第51号「大震火災記念号」には、東京府会議員、同市会議員、弁護士などから震災下の警視庁の活動に対する所感が寄せられている。雑誌の性質上、賞賛や感謝の声が多く、警察の功績として避難民の誘導、消防活動、配給の実施、流言蜚語の否定、人心の安定などが挙げられている。ある代議士は、「当時軍人警官の行動中常規を失せる殺傷行為ありとするも、吾人は治安の維持上寛恕するものなり」とさえ述べている。

そうした賞賛の一方で、被災の経験に即して警察の問題点を批判する意見もあった。指摘されたのは、警視庁の焼失による活動の阻害、水道の故障による消防機関の機能不全、警察官の不足、配給の不公平に対する調査不行届などである。また、新聞関係者は、警察官が朝鮮人暴動などの流言蜚語に触れ回り、率先して打ち消さなかった点を、震災当時日本を離れていた貴族院議員は、東京が無警察状態に陥った点をそれぞれ批難している。前者は流言蜚語に触れた当事者、後者は伝聞情報で震災を知った者の感想の一片を示唆するだろう。

b. 警察の自己評価

震災後、警察機関は殉職者への表敬と功労者への表彰をもって自己への評価に代えた。

本所相生警察署長をはじめ93名の殉職者を出した警視庁は、『自警』誌上で殉職者の活動を紹介した（『自警』, 1923）。そして1924（大正13）年5月には、震災時の職務を表彰して警視庁職員25名に功労記章129名に特別賞が授与された。功労記章授与者は、いずれも火災時の人命救助や避難民誘導、防火活動による功績が認められている（『自警』, 1924）。震災一周年にあたる同年9月1日、警視庁各警察署の殉職者法要が営まれた。

震災時の警察当局者も、それぞれ回顧と反省を述べている。震災当時の警保局長の後藤文夫は、予想外の災害に対して警察・市民ともに準備を欠いていたことを指摘し、教訓として「非常準備の必要と沈着にして節度ある国民的訓練」を挙げている（『自警』, 1923）。また、震災初動時の警視総監の赤池濃は、警察官の献身と犠牲的精神を「警察魂」と称して賞揚している。一方、赤池は流言の解消と朝鮮人の保護に努めた旨を弁明したが、警察が流言を伝播した点、流言を抑制し得なかった点については言及していない（同上）。

また、警察関係者の中には、実務の面から震災時の活動を反省する者も少なくなかった。

最大の被害を出した火災について、消防組織を監督した警察当局は反省を求められた。警視庁は大火災が発生した原因として、（１）市内多数の箇所ですべて同時に発火し、家屋倒壊、屋根瓦の剥離によって飛火・延焼を誘導した点、（２）消防署の設備では複数の火災に対応し得なかった点、（３）ポンプ自動車の用いる消火栓が水道管の破損によって枯渇し、その他の水利も不便であった点、（４）烈風・旋風や風向きの変化が火の拡大を助長した点、（５）通信連絡が断絶した点、（６）市民が火気の消滅や消火よりも避難を優先し、家財を搬出しようとしてポンプ自動車の進路を阻害した点を指摘している（警視庁, 1925）。

警視庁消防部長の緒方惟一郎は、多数箇所での発火・延焼、水道管の断絶、通信機関の途絶を震災時の大火災の原因とした上で、（１）防火用の水利を設け、井戸・池・プールについても火災時の使用に備える、（２）通信機関の断絶を防ぎ、無線を設置する、（３）市内の防火線・防火施設を充実させる、（４）運河両岸を幅員のある道路に改修し、橋梁を不燃物質で築く、（５）金庫を地下室に置く、（６）市民に避難準備・避難練習を実行させることを提案した（『警察協会雑誌』第289号, 1924）。

物資の不足と後手の対応に悩まされた救護・衛生事務に関して、警視庁衛生部長の小栗一雄は、（１）救護人員を動員できなかつた点、（２）十分な救護設備を準備できなかつた点、（３）交通・通信機関の断絶により救護班を効果的に配置できなかつた点、（４）救護事務について各機関の連絡統一を欠いた点を反省点に挙げた。小栗は解決策として、救護事務を警視庁に一任する、内務省・警視庁・東京府・東京市の連合機関を設置する、内務省に一任する、事務分担を明確化するなど、何らかの方法による事務の統制を提案している（同上）。

警察当局が総じて問題点として指摘したのが、災害時の通信機関の途絶であった。警察関係者は対策として、無電の設置や電線の地中化などを挙げている。他方、大阪府警視の中野与吉郎は、平時から通信連絡の断絶を想定し、各警察署を単位とした自立的な治安保持の訓練を提起している（同上）。各署への一斉発信が可能な指令通信機が警視庁に配備されたのは1936（昭和11）年、警視庁に通信課が新設されたのは太平洋戦争中の1944（昭和19）年である。

加えて、警察が災害時の非常計画を欠いていた点も反省材料とされた。神奈川県警察部高等課長の西坂勝人はこの点を指摘し、非常計画の策定を提案している（西坂勝人, 1926）。警保局警務課長の高橋雄材も震災の翌年、私案として非常事変時の活動規範を公表した（『警察協会雑誌』第289-291号, 1924）。震災から2年後の1925（大正14）年4月、警視庁は非常警備規程を発令し、天災事変の場合の非常召集に備えた。また、1932（昭和7）年9月、内務省は災害、騒

擾、その他の非常事変に備えた非常警備規程を制定したが、これは同年5月の五・一五事件を踏まえたテロ・クーデター対策の性格が強かった。

小括

関東大震災に際して、警察は自らも多大な被害に見舞われつつ、被災民の救出・保護と被災地の秩序維持に従事した。情報収集能力に長じた警察は震災時の対応においても軍隊と並んで中心的な役割を果たし、戒厳令の下で幅広い活動に携わった。

他方、震災時の内務省警保局長の後藤文夫は、震災初期の困難として通信機関の不通を挙げている（後藤文夫, 1975）。中央集権的な命令系統を有する警察は、通信網の断絶によって連絡に支障を来し、活動を阻害された。また、警察も流言蜚語などに接して的確な情報処理を行えず、被害を看過・拡大する例もあった。さらに、首都東京が被災地となったことで、情報伝達の問題は全国に波及した。関東大震災は、災害時の情報通信が被災地と救護活動に及ぼす影響について、警察に教訓を示したといえる。

市民にとって、警察は最も身近な公共機関の一つであり、日常の「秩序」を象徴する存在である。裏を返せば、警察の本来の活動とは、非常時における警戒よりも平時において秩序を維持する点にこそある。災害の状況を把握して的確な対応を施すとともに、秩序の早期回復を図り、非常時を引き延ばさないことが警察の優先課題といえるだろう。

また、震災時の警視庁は、東京府、東京市との間で救護活動の錯綜を生じ、軍隊との連絡も課題とされた。現在は自治体や医療機関が医療救護を、自治体と消防庁が消防を管轄し、自衛隊も災害出動を規定しているが、警察とこれらの機関との連携は依然不可欠であろう。